



ながら運転× 酒気帯び× 自転車あすから厳格ルール

違反に罰金、懲役刑

11月1日施行の改正道交法により、自転車利用中の携帯電話使用(ながら運転)や酒気帯び運転に罰則が導入される。違反をして有罪となれば、罰金や懲役刑を科される。スマートフォンの普及で県内でもながら走行は後を絶たず、県警は交通量の多い交差点などで取り締まりを強化する方針だ。

県警によると、県内で昨年、自転車に関わる交通事故は302件あり、1人が亡くなった。負傷者は294人だった。このうち半数ほどは、周囲をよく見ていなかった自転車側原因があったとみられる。

スマートフォンに注視によつて起きた事故はなかったものの、「ながら運転」の指導警告は377件あった。酒気帯び運転での対象者はいなかった。

改正法の施行を知つても

ながら運転	6月以下の懲役、10万円以下の罰金
危険を生じさせた場合	1年以下の懲役、30万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役、50万円以下の罰金
自転車の提供	3年以下の懲役、50万円以下の罰金
酒類提供・同乗	2年以下の懲役、30万円以下の罰金

自転車ながら運転・酒気帯びの罰則



街頭でチラシを配る県警交通企画課の警察官＝9日、大分市高砂町

らうため、県警は朝の通勤・通学時間帯を中心に、県内各地の主要な幹線道路などで、交通指導や街頭啓発に力を入れてきた。

今月9日朝には、大分市高砂町の国道197号交差点で、大分中央署員と交通企画課員ら計10人が信号待ちの高校生らに「スマート

フォンを扱いながらの運転は「やめて」と声をかけ、チラシを配って新しいルールを周知した。

法改正により、これまで県公安委員会規則で禁止されていた「ながら運転」には6月以下の懲役または10万円以下の罰則が設けられた。事故を起こすなどして危険を生じさせた場合は1年以下の懲役か30万円以下の罰金。

酒気帯び運転は呼気1.5g中に0.15g以上、アルコールが含まれている状態が違反となる。違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金で、自転車や酒類の提供者にも罰則が適用される。違反を繰り返した人は自転車運転者講習の対象となる。

いずれも、自転車を降りて押している状況では違反にならない。

県警交通企画課の河野豊秀次席(53)は「厳格なルールができた。自転車も車両であることを忘れず、法律をしっかり守って運転してほしい」と話した。

改正法では、自転車の交通違反で反則金を納付させる、いわゆる「青切符」を2026年春ごろまでに導入することも決まっている。(二宮綱介)



〔問①〕 自転車運転中の「ながら運転」に罰則が導入されました。何を使用していると処罰されますか。

携帯電話

〔問②〕 昨年、大分県内で自転車に関わった交通事故は何件ありましたか。死者、負傷者はそれぞれ何人でしたか。

事故件数 = 302件

死者 = 1人

負傷者 = 294人

〔問③〕 「ながら運転」へはどの程度の罰則が設けられましたか。

6月以下の懲役または10万円以下の罰則

〔問④〕 自転車の正しい乗り方を周知させるため、どのような方法が考えられますか。

自由記述